

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金

申請の手引き

目次

対象者要件の確認	・・・・	P1
添付書類の準備篇	・・・・	P2
申請書類の書き方篇	・・・・	P6
申請書類の提出	・・・・	P14
お問い合わせ先等	・・・・	P17

一部抜粋



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

まずはご確認ください！

- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給対象者となる要件に該当するか、以下のフローチャートでご確認ください。

あなたは下記の1から4のいずれかに該当しますか。

1. 申請する月の前月までに、総合支援資金の再貸付が終了している
2. 申請月が、総合支援資金の再貸付の最終借入月である
3. 過去に、総合支援資金の再貸付が不承認となった
4. 自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった

該当しない

該当する

支給対象外

※再貸付期間中に辞退した結果として終了となった場合には、これらに該当しませんので、注意してください。

あなたは世帯の生計を主として維持していますか。

該当しない

該当する

支給対象外

世帯の収入、資産の状況は、下記の要件を満たしていますか。

- (①、②の金額は、自治体のホームページなどでご確認ください。)
- ・申請月の収入が、①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12と、②生活保護の住宅扶助基準額の合計額を超えないこと
 - ・資産が、①の6倍以下（ただし100万円以下）

該当しない

該当する

支給対象外

※これらとの併給は不可能ですが、住居確保給付金との併給は可能です。

下記のいずれも満たしていますか。

- ・職業訓練受講給付金を受給していない
- ・生活保護を受給していない（申請中の場合は除く）

該当しない

該当する

支給対象外

支給対象となり得ます。次のページ以降に進んでください。

添付書類の準備篇

必要となる提出書類①（共通して必要となるもの）

- まずは、お手元に必要な書類があるか、ご確認ください。
- 申請に当たって、共通して必要となる添付書類は下記の表のとおりです。

・いずれも、原本ではなくコピーをご用意ください。（通帳は、web通帳の画面の写しでも構いません。）

※申請時点で住居確保給付金を受給している方については、住居確保給付金の支給決定書を添付すれば、下記書類のうち添付を省略できるものがあります。

種類	具体的に必要となるもの
1. 本人確認、世帯構成がわかる書類	住民票の写し ※世帯全員が記載されたものをご用意ください。
2. 収入関係書類	世帯員のうち収入がある方についての給与明細等、申請する月の収入が確認できる書類の写し
3. 資産関係書類	世帯員全員の、申請日時点での通帳の写し
4. 求職活動関係書類 ※右欄の（ア）または（イ）のいずれか一方の提出で可。	<p>（ア） 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写し</p> <p>※ハローワークの混雑状況により、申請までに求職受付票の交付が間に合わないことがあります。この場合、<u>例えばインターネットによる仮登録の状態でも申請しても構いません。この方法については、p5をご覧ください。</u></p> <p>※この他、やむを得ない事情で間に合わない場合は、申請先の自治体へご相談ください。</p> <p>（イ） 【生活保護を申請中で、結果待ちの方のみ】 保護の申請書（受領印付きのもの）の写しを福祉事務所からもらってください。）</p>
5. 振込先口座がわかる書類	通帳の口座番号がわかる部分の写し

必要となる提出書類②（申請者により異なるもの）

- 次に、申請者の状況によりそれぞれ異なる添付書類を、下記の表のとおりご案内します。
このしおりのp1にあるフローチャートの、「あなたは下記の1から4のいずれかに該当しますか」でどれに該当するかによって、必要な書類が異なります。
- ・ 提出書類は、原本ではなくコピーでも構いません。（web通帳の場合、画面の写しでも可。）
- ・ 社会福祉協議会から発行された書類が用意できない場合には、社会福祉協議会から書類の再交付等を受ける必要はありません。

フローチャートの1または2に該当する方

（申請する月の前月までに、総合支援資金の再貸付が終了している方が、申請月が、総合支援資金の再貸付の最終借入月である方）

- ① 再貸付の借用書（控）の写し
（再貸付の貸付決定通知書の写しでも可）
- ② 再貸付の振込状況がわかる通帳の写し
- ③ ①が用意できない場合には、別途資料をご提出いただきます。

フローチャートの3に該当する方

（過去に、総合支援資金の再貸付が不承認となった方）

- ① 再貸付の不承認通知の写し
- ② ①が用意できない場合は、㊦緊急小口資金と総合支援資金の両方の貸付の借入状況がわかる通帳の写しと、①別途資料をご提出いただきます。

フローチャートの4に該当する方

（自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった方）

- ① 緊急小口資金と総合支援資金の両方の貸付の借入状況がわかる通帳の写し
- ② 別途資料をご提出いただきます。

【参考】ハローワークへの仮登録について


これからハローワークをご利用になる皆さまへ

ハローワーク利用のご案内 ～事前登録のお願い～

ハローワークでは、皆さまに安心して利用していただけるよう、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めています。ハローワークにお越しになる際には、混雑緩和にご協力いただきますようお願いいたします。

求職申込みはインターネットからの事前登録の活用を

- ハローワーク庁舎内が混雑・密集しないよう、求職申込みについては、できるだけ、**ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから、事前に「求職仮登録」を行っていただきますようお願いいたします。**
 - ※ 仮登録完了後**14日以内**（期限が閉庁日の場合は前開庁日まで）に住所を管轄するハローワークに出向いて本登録の手続きを行う必要があります。なお、しばらくの間は、期限内にハローワークに電話でご連絡いただくことで、来所せずに手続きを行うこともできます。
- 筆記式の「求職申込書」に記入し、お持ちいただくことも可能です。
 - ※ 記入された内容を職員が入力するため、手続きには時間がかかります。
- 過去（おおむね2年以内）にハローワークを利用したことがある方は、**求職仮登録等を省略できる可能性がありますので、事前にハローワークにお問い合わせください。**

ハローワークインターネットサービス  検索

事前登録はこちらから



求職申込書のダウンロードはこちらから



パソコンやスマートフォンからの事前登録にあたってのお願い

- 事前登録にあたって「必須」となる項目は、**氏名、生年月日、性別、住所のみ**ですが、そのほかにもハローワーク窓口での登録時に、確認が必要な項目があります。
- 入力項目のうち、以下の**赤字の項目**が入力されていなかった場合、ハローワークの窓口で聴き取って登録いたしますので、手続きに時間がかかります。混雑緩和・待ち時間短縮のため、**おわかりになる項目は事前に入力いただく**ようお願いいたします。

求職情報の入力の詳細はこちらをご確認ください →

求職情報の入力のしかたはこちらから



基本情報：最寄り駅、電話番号、FAX番号

求職情報提供等：**求職情報公開（求人者への提供）、求職情報提供（地方自治体・地方版ハローワーク／民間人材ビジネスへの提供）、マイページ以外のハローワークからの連絡可否**、被保険者番号

希望職種・時間等：**希望就業形態、希望する仕事、希望勤務時間、希望休日・週休二日制**

希望勤務地・賃金：希望勤務地、UIターン希望、転居の可否、海外勤務の可否、希望賃金、家庭の状況、仕事をする上で留意を要する家族、仕事をする上で身体上注意する点、就職についての条件・その他の希望、こだわり条件

学歴・資格：学歴、**訓練受講歴**、普通自動車運転免許、免許・資格、PCソフト・PCスキル
経歴：経験した主な仕事、未就職卒業生

自己PR：専門知識・技術・能力の内容、アピールポイント、その他特記事項

来所する皆さまへご協力をお願い

- 窓口をご利用の際は、できるだけ**混雑時間帯を避け、時間に余裕を持つ**てお越しいただくようお願いいたします。（混雑時間帯はご利用のハローワークにお問い合わせください）
- ハローワークへお越しになる際は、マスクの着用及び咳エチケットのご協力をお願いいたします。
- 体調が悪い方や風邪症状がある方は、来所を控えていただきますようお願いいたします。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030621首01